

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第四章 日農主体性派

第一節 総本部活動

主体性派日農の総本部活動を事項別に摘記すると次の通りである(主として「農林通信資料」第七一・七二号、第七三・七四・七五合併号による)

(一) 政党との協力関係

中央執行委員の所属政党は左社、右社、労農党にわかれるが、このうち左社所属の中執委が多数である関係上、国会闘争、選挙闘争では左社との協力関係が最も濃厚である。

(二) 農民組合との提携

統一派日農は別として、全農、全農連、開拓連とは、性格綱領の相違を互に認めそれぞれ自主性を尊重しながら常に農民の共通の利益を守るという一点で活動上の提携をしている。たとえば別記のごとき四団体主催の全国農民大会を開催するとか、事務局連絡協議会をもつなどの共同闘争態勢をとっている。つぎの四団体主催の全国大会もその一つの現れである。

日農(主体性派)、全農、全農連、開拓連の四農民団体主催による全国農民大会が、三月一九日東京都千代田永田町小学校で開かれた。出席者は一、二〇〇名といわれるが、中心議題は、米麦統制撤廃問題、農民課税問題、農民団体法制定促進問題等で、議長団に大森(日農)、永井(全農)、小林(全農連)、福田(開拓連)の諸氏を選び、討議ののち前記各項の諸決議や軍事基地、演習地のための農地の取上げ反対など数項の決議を行い、大会終了後、代表団は実行委員会を組織して、政府、各政党を訪問し、大会決議による要求の実行を政府に陳情した。

主体性派日農は、全農、全農連などと一面において共同闘争態勢をとりつつあるが、他面、本年初めより、日農内部の右社系新農村建設派と、全農、全農連間に農民組合総同盟結成の動きが今年度はいよいよ表面化し、具体化し、年末には結成大会一步前までこぎつけているので、日農主体注派の他の農民団体に対する態度もきわめて微妙なものがあつた。その点については、農民組合総同盟結成までの経過をのべた章を参照されたい。

(三) 労働組合との提携関係

従来は主として米価問題、米麦統制撤廃問題を中心として総評と協同関係を保つにすぎず、部落や職場を基礎とする大衆闘争となるとほとんど行われなかつた。これが、統制撤廃反対運動を契機に、全食糧(全食糧労働組合)と日農との共同闘争がすすめられ、恒常的な共同態勢がととのえられてきた。日農食糧庁労組共同の農村講演会、講習会、映画会などが開かれ、労農提携の線を強化している。なお全食糧庁労組は、労農提携のオルグとしての機能を果さしむる目的で月刊誌「農村と都市を結ぶ」を発行しているが、総本部はこれに協力するとともに、日農の地方活動家にも送附して理論的実農的な武器として役立たせている。

全農林労組との協力関係は、同労組の機関誌「壁」の発行と組織的利用について日農が参加し協力する形でつくれ、最近では全農林は末端組織をあげて日農の再建、強化に協力する用意をすすめている。また全食糧、全農林労組は総選挙闘争において、日農推薦候補を労組の推薦候補とし、また米価問題、農業団体再編成問題では国会で共同闘争をすすめることに決定した。

産業開発青年隊運動については、日農総本部は当初より反対ボイコットの態度をきめ、各方面によびかけたが、建設省の全建設省労働組合(全建労)の青年部が反対運動に立ち上り、日農との提携を申入れてきた。なおこのほか、四月一日破防法反対ストについての総評の呼びかけに応じ、日農、全農、全農連三団体で、「言論と組合運動を取締り禁圧するもの」として破防法反対を声明したことは米麦統制撤廃反対の全国大会における労組の応援とともに、労農提携の大きな成果であったといえよう。

(四)中央農業会議との関係

(五)「日農総本部情報」の発行

組織活動の役割を果すものとして月二回発行しているが、財政上の制約その他で充分でない。

## 第一〇回中央執行委員会

日農主体性派第一〇回中執委は六月一〇日、衆院第一会館第三会議室で開かれた。出席者は、黒田寿男顧問、清沢俊英委員長、八百板正副委員長、上林書記長代理、大森事務局長、中府財務委員長、野上統制委員長、池田恒雄、小林孝平、板橋英雄、栗原積各中央執行委員、山田長司代、牧ノ内武人法律顧問、中村調査部長であった。

(一般報告要旨)

(1)農民団体事務局連絡会議結成について

農民組合の統一の問題について先に委員をあげておいたが、この統一問題は無期延期のかたちとなった。しかし当初から組合としては共同闘争の方針は堅持して来たのであった。結局各農民団体の事務局の連絡会議をもつことになった。これは毎週土曜日である。全農から出た佐野事務局長は都合で全農事務局長を辞めることになったが、まだ代理が出ていない。全農連は中村吉次郎、開拓連は原、日農は大森とし、会議は各団体が持廻ることにした。最初は日農事務局でひらき二回目は全農でひらきこのときに農地法についての態度をきめた。開拓連でひらかれたときには農事会法についての態度をきめた。農地法は修正して通すこと、農事会法は反対することにした。日農でひらかれた前週の会議には農業復興会議の善後処理の問題が出た。

(2)農村工作運動強化のため全農林労組との提携について

全農林労組と提携してモデル村をきめて具体的な工作に入ろうと準備している。六月中に設定する。

(3)農業復興会議善後処置について

東畑議長が辞任したこと財政上の問題から事務局を縮小し事務局長と二人の事務員位しか常置出来ない。他は各団体の応援によって調査活動をする、近く総会をもつことになる。

(4)闘争資金カンパについての収支報告があり、収入三月、四月、五月、合計一二万九五九二円あり、支出は一二万九〇〇〇余円の支出であるという報告を了承した。

(議事)

(1)農業団体再編成について、大森事務局長からその経過について報告があり、事務局の構想が発表されたが、池田、清沢委員長、中村、野上、上林、門田等々の諸氏より質問意見が出され結局、現段階としては先ずこうした考え自体に反対だということを表明

する必要がある。日農としては此の際新たな組織を必要としないという立場から反対の態度をとることにした。

## (2) 農地法について 「農地法案」に関する方針

一、日農は、山林、原野、遊休土地を含む一切の地主所有地及国有地を解放する第三次農地改革の実施を要求し、これを日農の基本的な土地政策とする。従って、今回国会に上程されている「農地法案」は、それが現在の土地所有制度を基盤とし、しかも地主的土地所有制度の復元をはかろうとするものであるから、この法案には反対しなければならない。

一、しかし右の原則と、ポツダム政令の失効による農地制度の空白がもたらす諸条件とを勘考し、差し当り「農地法案」については左記の方針をもってのぞむことにする。  
(一) 農地の買手の資格について

農地法案第三条は、農地の買手の資格の条件として、下限を現在三段歩以上耕作を営んでいるものと規定している。この規定は、貧農への土地配分を制限し、かつ下からの農業発展を目ざす勢力の進出を抑圧するものである。農地取得の資格規定の下限は少くとも現行法にある取得後三段歩とすべきである。

(二)「農地法案」は、本法施行以前の在村地主所有一町歩以上の小作地は政府の買収対象としないことにしているが、これは明らかに地主的土地所有の温存をはかろうとするものである。「農地法案」の施行の前後にかかわらず制限面積を超える一切の小作地に対しては強制譲渡の措置を講ずべきである。

(三)「農地法案」は、耕作を目的として創設地の売渡が行われる場合、その農地の評価価額と政府売渡価額との差額を国が徴収する(施行法案第一四条)と規定しているが、これはいたずらに不生産的な土地投資を強制し、経営の発展を阻害するものであるから旧売渡価額による売渡方式を採用すべきである。

(四)「農地法案」は、地主に耕作能力があり、小作人は農地を取り上げられても生活に困らない場合には地主の土地引上げを認められるが如き誤解を生ずるから、小作地の地主への返還規定は削除するとともに、更にいかなる理由によってもにかかわらず地主の小作取上げは許さない措置を講ずべきである。

(五)「農地法案」は、買収される土地の農業用施設は市町村農業委員会の認定によって、買収非買収を決定することとしている(第一四条)が農業委員会の認定が常に適切であるという保証はなく、また、農業用施設の妥当ならざる温存は土地支配の拠りどころを残すことにもなるから、これは創設農家とその創設地における農業上の利用のために必要とし買入申入のある場合に買収を行うこととすべきである。なお、買入申入の期限は制限すべきでない。

(六) 買収未墾地の一時使用にかかわる無償使用の許可は土地の生産性の相違にかかわらないものとし、第六八条第二項但しがきは削除する。

(七) 国が管理する買収ずみの土地、立木工作物又は権利について「農地法案」第八〇条第二項は、買収前の所有者に売り払うべき場合のあることを規定しているが、この措置は旧地主の復位を認めるものであるから、当該条項は削除し、どうしても所属替が止

むを得ない場合には民有共同地とするよう措置すべきである。

(八)土地収用法は「農地法」に優先して適用される関係にあるが、土地の所有利用を保護するため、農地に対する保護規定を明らかにして土地収用法の発動を制限する措置を講ずべきである。

(九)開拓審議会には開拓代表を委員として入れるべきである。

(一〇)八二条に罰則をつける。

(3)飼料需給調整法について

検討して尚研究するが、この法律は農民の保護にならなく業者を守るものである、ということになって略々反対。

(4)日農全国代表者会議

社会党中央委員会との関連の上に社会党の委員会に出る農村代表に参加を願う。

(5)一九五二年産麦価について

麦類の統制廃止後における政府買入、売渡価格の形式方式はさきに国会を通過した食管法一部改正法律案に示されているとおりであるが、右の買入、売渡価格を審議するため六月一三日開催の米価審議会に対して、日農はつぎの基本的態度を以てのぞむ。

一、麦類の政府買入価格算定の基準時は一九五〇、五一年とする。ただし、米価算定の基準時の設定は、必ずしもこれに制約されず、別途吟味の上決定する。

二、基準麦価は生産時における麦生産費によって検定して、基準麦価が生産費をはなはだしく償っていないと認められる場合にはこれを修正し、生産費を保証し得る措置を講ずる。一九五二年産麦価についても麦生産費調査が取りまとめられ次第同様の措置を講ずる。

三、消費者価格安定のための政府買入価算定にさいして適用さるべき制限方式はこれを厳密に適用するものとし、買入麦価プラス中間経費の合計額と右の制限麦価との間に開差が生ずる場合には、その差額は財政負担とする。

(6)日中貿易促進について

日中貿易促進に関する声明

六月一日北京において、日本、中国両国人民代表によって調印された「中日貿易協定」は、日中貿易再開への途を開くものであると同時に、日中両民族の友好とアジアの復興に寄与するところ大であり、その歴史的意義を無視することはできない。われわれはわが国の経済自立のためにも、日本の独立とアジアの平和のためにも、日中貿易の再開こそ、重要な礎石となることを信じている。

われわれは日中貿易の再開を契機としてアジア農業の復興と両国農民大衆の緊密なる提携を実現しなければならない。従ってわれわれは日中貿易を破壊し、日中両民族の友好を阻む一切の企図に対し断乎として闘い、一日も早く自主的にして自由な、日中貿易実現のために組織をあげて邁進することをここに声明する。

貿易管理令の制限を即時撤廃せよ!

日中貿易をはばむバトル法の適用絶対反対!

日中両民族の友好を破壊する吉田反動内閣打倒!

日農主体性派は一〇月二七日衆院第一議員会館で第一四回中央執行委員会を開催した。出席者は清沢委員長、八百板、岡田副委員長、足鹿、上林、池田、小林、伊藤中執委、山田統制委、野溝、黒田(代理)顧問、山本会計、大森事務局長、井手、稲村の諸氏である。

まず大森事務局長より、最近における日農統一派内部における運動方針をめぐる対立、右社の新農民団体結成の方針などについて報告がなされた。その他選挙の結果、日農議員団の構成、米価審議会の経過、農業団体再編成をめぐる情勢、肥料飼料問題、食糧自給促進法案などについて報告がなされた。ついで議事に入り、組織方針、全国代表者会議について討論決定が行われた。

(日農組織方針ならびに新しい組織形態について)(案)

一、従来の日農の組織と運動では

1 経済的に共通の利益を紐として組織することは部落ていどのせまい地城ならできるが、広い地にはできない。

2 古い支部幹部は新しい型の運動をあみ出し、又は指導する資格に欠けるばあいが多

い。

3 また旧組織や旧幹部は看板だけをにぎって、新しい組織と人の活動をカンヌキのように阻止している場合もある。

二、そこで新しい組織の型は黎明期の組織にかえて、人物や組織の特殊性を生かした自由で適宜な、農村的農業的農民的な組織でよろしい。例えば

1 農村社会主義青年同盟的な組織

2 社会党の農村青年党員的なグループ

3 4Hクラブそのもの、又はその中の中核的グループ

4 技術の会、経営研究会、土の会、研究会、読書の会、文化活動の会などの形

5 特定の目標達成のための期成同盟的なカンパ組織、農協民主化の会

6 労組員の農村組織や労農懇談会

7 日農旧支部も活を入れる工夫は積極的にやる。かりそめにも反動にやったりしてはならぬ。

三、以上のようなグループや組織の連合体が地区や県で作られ、これが日農の連合会になる。中央は日本農民組合連盟というような性格になる。しかし名称は日農総本部でもよく、こだわる必要はない。

四、この場合問題点として

1 財政の自主的捻出が困難となる。

2 私物(候補者のための)となる危険も生れる。

3 雑多な組織の民主的統一に困難が生ずることなど考えられるが、1、2は少数幹部の支出やカンパに頼ってボスに利用されることにならぬよう、なるだけ多数の幹部の分担でやれば、中央地方ともこの弊害は少くなる。この点では雑多な組織ながら、それぞれ資本主義のもとでは農業はのばせぬ、農村はよくならぬという方向に大きく一致させるから、運営上にも解決できぬほどの混乱もあるまいと思われる。

組織問題についての提案趣旨は次の通りである。

農民の共通の利益は独占資本との対立という形で作り出されているが、農民の日常生活に即して組織しようとするばあい、個々の町村部落ごとに特殊の共通利害があり、これをぬきにしては農民の組織はできない。しかもこのばあい、この利害関係をとらえて農民を組織するとしても、これを直ちに日農という組合形態に結集することは無理である。こういう事情の農村もあるので、ここでは具体的条件に応じた任意の組織形態が考えられねばならぬ、というのが事務局提案の趣旨である。

(討議内容要旨)

(一)提案の任意組織というのは運動の手段であって組織そのものではない。これらの任意組織は日農の外郭組織であるべきで、それを直接日農組織とするのは、運動形態と組織形態を混同するものだ。提案通りにすると、日農は雑多な組織の連合体となり全国単一組織の原則は破たんすることになる。

(二)しかし提案のいう任意の組織形態を運動形態としてとらえ、これを組織化する手がかりとして利用することの意義は過少評価してはならぬ。任意形態を組織運動体として日農にいかにかまとめるかにはなお検討の余地がある。

(三)農民共通の敵対物たる独占資本との闘争という一点でのみ日農活動を行うとすると、それはいわゆる農政活動にのみ終始することになる場合があり、農民運動は村の封建性と闘争するところに始めて実践的な展開の場面をつかみとることができるので、この封建的諸関係との闘争を独占資本との闘争にいかにか結びつけるかが重要な問題であるとの意見がのべられた。

(四)この重要問題は、さらに地方的な特殊な発展の諸条件をもとり入れて慎重に審議する必要があるので、次回の代表者会議に提案して全国的な討議に付することにして、その草案審議のため運動方針小委員会をもうけることとする。

小委員会はずぎの通り。八百板正、上林与一郎、池田恒雄、伊藤実、井手以誠、小林考平、芳賀貢、大森真一郎、中村迪

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---